

大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

平成27年11月 2 日27こ保発第12511号決定
平成28年10月12日28こ保発第12049号一部改正
平成29年09月27日29こ保発第12095号一部改正
平成30年 2 月 2 日29こ保発第13534号一部改正
平成30年10月31日30こ保発第12686号一部改正
令和元年11月13日31こ保発第13351号一部改正
令和 3 年 1 月18日 2 こ保発第14479号一部改正
令和 4 年11月10日 4 こ保発第14233号一部改正
令和 5 年 3 月31日 4 こ保発第17074号一部改正
令和 5 年 5 月31日 4 こ保発第17076号一部改正
令和 6 年10月23日 6 こ保発第13365号一部改正
令和 7 年 3 月12日 6 こ保発第16111号一部改正
令和 8 年 1 月 8 日 7 こ保発第14734号一部改正
令和 8 年 7 月21日 8 こ保発第11854号一部改正

(目的)

第1条 保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた事業者の取組みに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業は、国、地方公共団体以外の者（以下「設置者」という。）が実施する、保育士等のキャリアアップに資する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象施設・事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、設置者が設置する、区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とする。ただし、第2号イにおける従業員枠については、区外（東京都の区域内に限る。）に所在するものも対象とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年 3 月16日付け26福保子保第2960号）の交付対象施設は除く。
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により、区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

(4) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付け22福保子保第437号）別表2の1（1）若しくは（2）又は（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

(5) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付け7福子推第276号）第3の2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業

(6) 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）

東京都病児保育推進事業実施要綱（令和7年9月2日付7福祉子保第1567号）第3条（1）ア又はイの規定に基づき実施する病児保育事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない者又は改善の見込みがない者が設置するもの

（補助条件）

第4条 区長は、補助金の交付に当たっては、次の各号及び別記の補助条件を付すものとする。

(1) キャリアパス要件

補助対象施設・事業は、別表第3に定めるキャリアパス要件を満たさなければならない。

(2) 福祉サービス第三者評価の受審

補助対象施設・事業のうち、第3条第1項第1号、第3号及び第5号に定める東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第3の2(2)エの規定に基づき実施する定期利用保育事業に該当する施設は、福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)」(平成24年9月7日付け24福保指第638号)に規定するものをいう。以下同じ。)を受審し、結果を公表しなければならない。

(3) 財務情報等の公表

補助対象施設・事業は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」(平成27年9月24日付け27福保子保第691号。以下「東京都財務情報等公表要領」という。)により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

なお、公表しない場合の取扱いは、東京都財務情報等公表要領2(5)による。

(4) 情報公開等の取組に係る要件

ア モデル賃金等のホームページによる公表

補助対象施設・事業は、別に定めるところにより、保育従事職員のモデル賃金等を作成し、区長に提出するとともに、広く一般に公表しなければならない。ただし、第3条第1項第4号に該当する事業を除く。

なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。

イ 財務情報等のホームページによる公表

補助対象施設・事業は、前号により作成した財務情報等の公表様式について、別に定めるところにより、広く一般に公表しなければならない。

ウ 非常勤職員(保育従事職員)の賃金改善

補助対象施設・事業は、補助金の交付額(別表第1に定めるキャリアアップ補助金Ⅱによる交付額を除く。)について、勤務する非常勤職員(保育従事職員)の賃金改善に要する経費に充て、別記6の規定により報告しなければならない。ただし、勤務する非常勤職員(保育従事職員)がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

(5) 子育て支援員研修の受講

補助対象施設・事業のうち、第3条第1項第3号に該当する施設は、補助対象年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月29日付け27福保子計第249号)で定める5(2)ア及びイ(イ)のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員(特別な事情等により子育て支援員研修を受講できなかった

た受講予定者が、認証保育所等研修事業実施要綱（平成21年3月19日付20福保子支第1736号）3（6）で定める「認可外保育施設職員テーマ別研修」を5科目以上受講し、かつ5科目以上のうち3科目以上は令和8年6月25日付事務連絡「認証保育所に対する「保育士等キャリアアップ補助金」の補助要件の研修について」で定める必須科目である場合（以下「認可外保育施設職員テーマ別研修受講済者」は、修了者として取り扱う。以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも1人以上配置しなければならない。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱7（1）ウにより算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者である場合又は総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員が全て子育て支援員研修修了者（ただし、令和4年度以前の認可外保育施設職員テーマ別研修受講済者は除く。）である場合は、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち、別表第4に定める賃金改善に要した経費とし、年度終了後、速やかに区長に報告しなければならない。

（補助金の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、別表第1第2欄に定める基準額と前条の補助対象経費とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 設置者がこの補助金の交付を受けようするときは、区長が別に定める期日までに大田区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、大田区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、設置者に通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲において、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。

3 区長は、第1項の審査の結果、補助金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して設置者に通知するものとする。

4 第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助設置者」という。）は、当該決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該決定に係る通知の受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(変更交付申請)

第9条 補助設置者は、第7条に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、区長が別に定める期日までに大田区保育士等キャリアアップ補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による変更申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の変更交付を決定し、大田区保育士等キャリアアップ補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助設置者は、第8条又は前条の規定による交付決定を受けたときは、区長が別に定める期日までに大田区保育士等キャリアアップ補助金交付請求書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 区長は、補助設置者から前条の規定による請求があったときは、審査の上、適当と認める場合は、速やかに補助金を前金払いにて支払うこととする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則（平成27年11月2日27こ保発第12511号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 2 平成27年度及び平成28年度の別表第1第2欄（5）「子育て支援員研修の受講要件」の適用については、同欄（5）の規定にかかわらず、1.0とする。
- 3 平成29年度に補助を受ける施設は、第5条第5号の「補助対象年度」を「補助対象年度までに又は補助対象年度」と読み替えるものとする。

付 則（平成28年10月12日28こ保発第12049号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成29年9月27日29こ保発第12095号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年2月2日29こ保発第13534号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年10月31日30こ保発第12686号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和元年11月13日31こ保発第13351号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和3年1月18日2こ保発第14479号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和4年11月10日4こ保発第14233号）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 改正後の様式は、この要綱の施行の日以降の手続きについて適用し、同日前の手続きについては、なお従前の例による。

付 則（令和5年3月31日4こ保発第17074号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和5年5月31日4こ保発第17076号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年10月23日6こ保発第13365号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月12日6こ保発第16111号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年1月8日7こ保発第14734号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則（令和8年7月21日8こ保発第11854号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。